

所管課	子ども・福祉部子ども子育て課													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)		施 策										
	第3章 元気創造都市	03 学校教育		01 特色ある学校園をつくる										
事業：私立幼稚園幼児教育振興事業							整理番号 0519							
目的	①本市幼児教育に大きな役割を果たしている私立幼稚園児保護者の経済的負担を軽減し、公立幼稚園並の保育料を実現することで、等しく幼児教育を受ける機会を提供 ②平成22年3月の教育立市宣言中「子育てのまち河内長野」の重要施策とし、子育て世代の河内長野市への転入促進に資すること期待する													
目標	幼児教育の振興と保護者負担の軽減。													
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	218,226		コスト情報・評価	総コスト(千円)	221,352		総合評価	B	妥当性	A			
	財源内訳	一般財源	185,408		内訳	事業費	218,226			効率性	A			
		国府支出金	32,818			人件費	3,126			有効性	B			
		地方債	0			公債費	0		私立幼稚園3歳児入園奨励金部分については、当面据え置くこととなっているが、その効果を改めて検討、見直しを行う必要があるため。					
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	1,982							
			0			世帯あたり(円)	4,684							
評価理由														
貢献度	施策に対する事業貢献度	A		根拠	公、私立幼稚園間の保育料の格差是正に資している。									
今後の方向性	平成27年度からの「子ども・子育て新制度」開始に伴い、新制度と旧制度の園が混在する中、保護者負担の公私間格差の是正について検討が必要である。													

事業優先順位	1 細事業：子育て・幼児教育推進給付金支給事業										整理番号	02		
目的	①本市幼児教育に大きな役割を果たしている私立幼稚園児保護者の経済的負担を軽減し、公立幼稚園並の保育料を実現することで、等しく幼児教育を受ける機会を提供するもの ②平成22年3月の教育立市宣言中「子育てのまち河内長野」の重要施策とし、子育て世代の河内長野市への転入促進に資すること期待するもの													
目標	生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期教育を受ける機会を等しく提供されており、市への転入促進をめざす。													
事業実施主体	直営	事業開始年	平成24年度	根拠法令	河内長野市子育て・幼児教育推進給付金交付要綱									
事業費・財源	財源内訳	平成25年度		平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	平成25年度		平成24年度	比較				
		事業費(決算額)(千円)		218,226	212,773		5,453	総コスト(千円)		221,352	218,724	2,628		
		一般財源	185,408	183,966	1,442		内訳	事業費	218,226	212,773	5,453			
		国府支出金	32,818	28,807	4,011			人件費	3,126	5,951	-2,825			
		地方債	0	0	0		公債費	0	0	0				
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり(円)	1,982	1,938	44				
			0				世帯あたり(円)	4,684	4,638	46				
			0				職員数(人)	0.41	0.75	-0.34				
	0			再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00							
今後の方向性	平成27年度からの「子ども・子育て新制度」開始に伴い、新制度と旧制度の園が混在する中、保護者負担の公私間格差の是正について検討が必要である。													
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	支給者数(実査) 1461人									
	A	A	B											

## 事業：私立幼稚園幼児教育振興事業

公・私立幼稚園の保育料の格差是正と幼児教育の振興を図るため、国の補助による就園奨励費補助金及び市独自の給付金の支給を実施する。

## 細事業：子育て・幼児教育推進給付金支給事業

国の補助を受け、幼稚園に就園する満3歳児、3歳児、4歳児、及び5歳児を持つ保護者の世帯の所得階層に応じた保育料の軽減措置として次のとおり補助金を交付した。

### 1. 公立幼稚園への給付状況

3人 60,000円

### 2. 私立幼稚園への給付状況

<小学校1～3年生の兄弟なし>

(単位：人・円)

区分	保育区分	満3・3歳児		4歳児		5歳児		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
保育料 減免 区分	A	0	0	0	0	2	494,000	2	494,000
	B	36	7,248,400	39	7,529,900	42	7,968,900	117	22,747,200
	C	44	6,633,300	51	8,009,300	44	6,864,600	139	21,507,200
	D	203	20,408,500	179	28,388,400	169	26,641,600	551	75,438,500
	E	48	1,094,000	57	8,731,800	77	12,243,000	182	22,068,800
計		331	35,384,200	326	52,659,400	334	54,212,100	991	142,255,700

<小学校1～3年生の兄弟あり>

(単位：人・円)

区分	保育区分	満3・3歳児		4歳児		5歳児		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
保育料 減免 区分	A	0	0	1	264,000	1	255,000	2	519,000
	B	12	2,791,000	23	5,378,000	18	4,106,000	53	12,275,000
	C	14	2,804,100	33	5,613,000	11	1,793,000	58	10,210,100
	D	95	13,877,900	99	16,030,300	81	12,939,000	275	42,847,200
	E	21	420,000	35	5,565,000	26	4,134,000	82	10,119,000
計		142	19,893,000	191	32,850,300	137	23,227,000	470	75,970,300

- A 生活保護法による被保護者
- B 市町村民税非課税世及び市町村民税のうち所得割額非課税世帯
- C 市町村民税のうち所得割課税額が34,500円に①、②の合計を加えた額以下となっている世帯
  - ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円
  - ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円
- D 市町村民税のうち所得割課税額が171,600円に①、②の合計を加えた額以下となっている世帯
  - ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円
  - ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円
- E 市町村民税のうち所得割課税額が171,600円に①、②の合計を加えた額を超える世帯
  - ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円
  - ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円